

(控訴人は) 裁判所の和解案には応じず、敗訴覚悟で、最高裁上告を検討

裁判所(東京高裁)提示の和解案は、以下の通り。

<和解条項案>

- 1 被控訴人(F2労組)は、本件訴訟手続きに至ったことを真摯に受け止める。
- 2 控訴人と被控訴人は、両者間において、本件につき、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 3 控訴人と被控訴人は、本件訴訟手続きを終了させる。
- 4 訴訟費用及び和解費用は第1審、2審を通じ、各自の負担とする。

以 上

<コメント>

労働組合が労働者を守らないこと、組合員に不利益を与える労働組合の行為が、法的に許されるのか。憲法28条の労働者の団結権侵害に当たるか否か、について、多くの方々の意見を聞かせていただければ幸いです。上告理由の参考にしたいと考えています。(御用組合の存在が法的に許容され、労働者に不利益となる行為を組合が働いても違法性がないという通念が定着することになる。つまり、法的判断の下で組合の存在価値の社会的低下をさらに加速化させることにつながる。ちなみに、個人の損害を理由に、御用組合の違法性を訴えた裁判は、史上初のはずであり、判例がなく、今後の展開に皆様からの意見をいただき、参考にした。)